



一般社団法人 アトリエみらい 定款

第1章 総則

(名称)

第1条 この法人は、一般社団法人アトリエみらいと称する。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を沖縄県名護市字宮里450番地の2丸平第1アパート103号に置く。

(目的)

第3条 この法人は、こどもからお年寄りそして障がいのある本人やその家族が地域生活を暮らせるよう活動支援や相談や助言、情報交換等の事業を積極的に行い、誰もがその人らしく生きられるような、まちづくりと地域福祉の増進に寄与する事を目的とし、その目的を達成するため、次の事業を行う。

- (1) 障害者自立支援法に基づく障害福祉サービス事業
- (2) 障害者自立支援法に基づく地域生活支援事業
- (3) 介護保険法に基づく居宅サービス事業
- (4) 介護保険法に基づく地域密着型在宅サービス事業
- (5) 介護保険法に基づく居宅介護支援事業
- (6) 介護保険法に基づく介護予防サービス事業
- (7) 介護保険法に基づく地域密着型在宅介護予防サービス事業
- (8) 介護保険法に基づく介護予防支援事業
- (9) 前条項に掲げる事業に附帯又は関連する事業

(公告)

第4条 この法人の公告は、当法人の主たる事務所の公衆の見やすい場所に掲示する方法による